

加古川市立野口北小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月
加古川市立野口北小学校

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」「人権侵害行為であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

（いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの未然防止、早期発見のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたりるとともに、関係機関と連携協力する。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自己肯定感を育むことに努める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童にもたせるとともに、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりすること、「傍観者」として見てみぬふりをする、知らない顔をするなども「いじめ」に加担していることを指導する。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ① 「いじめは犯罪であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級開き、学期はじめに学級経営方針の中で、発達段階に応じて教師より宣言する。
- ② トラブルであってもいじめと積極的に認知し、直ちに組織的な対応を図る。
- ③ 人権教育の充実を図り、人権授業参観を実施し、保護者と共に考える機会を設定する。
- ④ 「ネットいじめ」等の対策として、情報モラル教室を実施する。
- ⑤ 学校園連携ユニットの取組を充実させ、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図り、いじめの防止を推進する。
- ⑥ 学校支援ボランティアを活用し、見守り活動を充実させる。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動を実践する。
児童が主体的に取り組める学習活動を工夫したり、児童の自発的な活動を支える児童会を充実させたりする。
- ② コミュニケーション能力の育成を図る。
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムを作成して、実践する。
年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④ 児童会活動を充実させる。
児童会による自主的な「いじめ防止」への取組を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 全校一斉に「教育相談週間」を年2回、3～6年生に「心の相談アンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ・不登校対策委員会等で情報共有して対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② スクールカウンセラーによる教育相談日を保護者に知らせ、相談しやすい体制を作る。
- ③ 「教育相談日（個人懇談会を含む）」を学期毎に設定し、保護者との連携を密にし、問題への早期対応・早期解決を図る。（教育相談日以外でも、必要に応じ教育相談を実施する。）

(2) 早期解決のために、全教職員が一致団結して問題解決にあたり、関係機関と連携する。

- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、複数で対応する。全ての教員が対応を協議し、的確に役割分担して、いじめの問題解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全安心を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導するとともに内面に抱えるストレスなどを受け止めるように心がける。
- ③ 「観衆」、「傍観者」の立場にいる児童たちもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 少年愛護センター・教育相談センター等の関係機関と連携するとともに、学校問題サポートチームに支援を要請する。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携をしながら、指導を行う。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑦ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ② 学校に話すことができないような状況であれば、学校以外のいじめ相談窓口を紹介する。
- ③ いじめが解消したとしても、再発防止に向けて、児童への継続的な見守りを行う。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策推進委員会」

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭、生徒指導担当、学年担当、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる「いじめ対策委員会」を毎月開催する。（必要時は、その都度臨時委員会を設ける。）

(2) 「生活・生徒指導連絡会」

毎月、問題行動等を起こした児童についての情報共有・情報交換及び対応について協議する。（日々の職員打合せの中でも時間を設ける。）

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、関係のある児童・保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「子どもたちの生活の実態に関するアンケート」を加える。

(2) 学校運営協議会の活用

管理職、主幹教諭、教務、生徒指導担当、地域住民の代表から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決に向け連携を図る。